

## 令和4年度 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る改善計画について

ベースアップ等支援加算は、令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時交付金による賃金改善の効果を継続するため、処遇改善加算及び特定加算に加え、賃金改善に充てることを目的に創設されています。

当法人は、臨時特例交付金による改善では、「特例手当」として賃金改善を実施しており、この度のベースアップ等支援加算の創設では、「ベースアップ手当」として賃金改善を実施していきます。

- ・改善期間：令和4年10月～令和5年3月
- ・支給方法：対象者に期間中の給料で「ベースアップ手当」として支給
- ・支給対象者並びにグループ分け
  - 支給対象者：福祉・介護等職員、その他の職員
  - 総合職・一般職のグループ分け
    - A：400万以上
    - B：300万円以上400万円未満
    - C：300万円未満
    - D：その他の職員
  - 時間給職員：時間単価による手当支給

## ・賃金改善加算額（見込）

事業所	加算額
ふみだす	1,003,000
第2ふみだす	627,000
サポートじゃんぶ	1,823,000
サポートハンズころころ	1,338,000
合 計	4,791,000

## ・賃金改善額（見込）

事業所	福祉・介護等職員	その他の職員	合 計
ふみだす	930,000	74,000	1,004,000
第2ふみだす	550,000	81,000	631,000
サポートじゃんぶ	1,804,000	20,000	1,824,000
サポートハンズころころ	1,324,000	15,000	1,339,000
合 計	4,608,000	190,000	4,798,000

※ 法定福利費負担分あり